

宮津市人権教育・啓発資料

目 次

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 用語解説 | 1 |
| | あ行 | 2 |
| | か行 | 3 |
| | さ行 | 7 |
| | た行 | 13 |
| | な行 | 15 |
| | は行 | 16 |
| | ま行 | 18 |
| | や行 | 21 |
| | ら行 | 22 |
| 2 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 23 |
| 3 | 世界人権宣言 | 26 |

1 用語解説

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年(昭和40年)12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年(平成7年)12月に批准している。

いじめ防止対策推進法

2011年(平成23年)に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年(平成25年)9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）のこと。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

H I V

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

S N S

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

外国籍市民

京都府内に居住する外国籍の人々。京都府では、異なる文化や生活習慣、価値観を持つこうした人々が京都府において共に暮らす府民（外国籍府民）として、外国人であるがゆえに 不合理な差別を受けることがないように、さまざまな施策を推進している。

介護保険施設

介護保険で利用できる施設サービスを行う施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

学校裏サイト

学校の公式サイトとは別に同じ学校に通う生徒間などでの交流や情報交換を目的に立ち上げた非公式なインターネットのサイト。根拠のない誹謗・中傷、氏名・住所・電話番号などの個人情報の流布やいじめ温床となることがある。

企業内人権啓発推進員

企業内の人権啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員数 30 人以上の事業所等に設置勧奨している。

教育相談室「こころのまど」

子育てや教育に関する悩み等の相談窓口。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

京都府総合教育センター

教職員の研修をはじめ子どもの生活や学習上の諸問題についての相談も実施する京都府の教育機関。

京都府福祉のまちづくり条例

1995年(平成7年)10月施行。障害者や高齢者をはじめすべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、建築物や道路、公園等の整備とともに、一人ひとりが共に生き、支え合うことのできる地域社会づくりの実現を目的として制定された京都府の条例。

グループホーム

障害者総合支援法に基づく共同生活援助。数人の共同生活で相談や日常生活の援助を行うもの。2014年(平成26年)4月1日よりケアホーム(共同生活介護)がグループホームに統合された。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1990年(平成2年)。「2000年(平成12年)までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機関(WHO(World Health Organization)) 専門家委員会によって決められた疾病群分類。WHOは定期的に完全な一覧表の改定版を刊行している。書名は、“疾病、傷害及び死因国際統計分類提要”という。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類とおのおのの準分類から構成されている。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年。1979年(昭和54年)。

国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年(昭和56年)。

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(自由権規約)、②市民的及び政治的権利に関する国際規約(社会権規約)、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年(昭和54年)6月に批准している。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年(昭和50年)。

国連人権高等弁務官

1994年(平成6年)創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

国連人権理事会

人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として、2006年(平成18年)に、従来の人権委員会に替えて新たに設置された。

戸籍謄本等不正取得事件

京都府内において、2003年(平成15年)に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件が発生。また、2005年(平成17年)以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

子ども・子育て支援新制度

2012年(平成24年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度(2015年(平成27年)4月施行)

子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

子どもの貧困率

平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合。

雇用・労働条件

勤労者がその能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

婚外子(嫡出でない子)

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

コンテンツ

一般的に、さまざまなメディア上で流通する、映画・テレビ・音楽・ゲーム・書籍など、「動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の中身」とされる。「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」においては、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像もしくはこれらを組み合わせたもの、またはこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」と定義されているが、その他にも、文脈に応じて様々な定義が存在する。

ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率、【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命、【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近 50 年の国家元首の在任年数を用いて算出されている。

識字

文字（書記言語）を読み書きし、理解できること。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律（平成 11 年法律第 52 号）。2014 年(平成 26 年)の改正により、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。

児童憲章

1951 年(昭和 26 年)5 月 5 日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という 3 つの原則を謳っている。

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

1989 年(平成元年)11 月に国連総会で採択された条約。前文及び 54 条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994 年(平成 6 年)4 月に批准している。

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)

住民票を持つすべての人に個人番号を割り当て、その番号を社会保障や税金などの手続きに利用し、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度。

自由権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもので、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の略称。1966年（昭和41年）の国連総会で採択された国際人権規約の一つで、1976年（昭和51年）に発効し、日本は1979年（昭和54年）に批准。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

宮津市に本籍や住民登録のある人が事前に登録することによって、住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付したときに、その交付の事実を登録者本人に通知する制度。本人通知をすることにより不正請求の早期発見につながることから、個人情報不正に利用されることを防ぐ効果が見込まれる。

障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2012年（平成24年）10月施行。障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害のある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年（平成26年）1月に批准している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害の有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳のある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。2005年（平成17年）に障害者自立支援法として制定されたが、2012年（平成24年）に改正・改題され、2013年（平成25年）4月から施行。難

病患者等が障害福祉サービスの給付対象に加えられた。2014年(平成26年)4月からは、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化が実施された。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律(施行は一部の附則を除き2016年(平成28年)4月1日)。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約/女子差別撤廃条約)

1979年(昭和54年)12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年(昭和60年)6月に批准している。

人権教育・啓発

人権教育とは、人権教育・啓発推進法において、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動と定義されている。また、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)と定義されている。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年(平成14年)3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年(平成12年)12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権

教育のための国連 10 年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国においては、1995 年(平成 7 年)12 月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、1997 年(平成 9 年)7 月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための国連 10 年宮津市行動計画

人権教育のための国連 10 年の取組に対応する計画として、人権教育・啓発推進に係る宮津市の基本指針として、2001 年(平成 13 年)に策定した計画。

人権教育のための世界計画

2004 年(平成 16 年)の第 59 回国連総会で決議。2004 年末の「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ(段階)ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和对策審議会答申が出された 8 月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948 年(昭和 23 年)、第 3 回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の 12 月 10 日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12 月 4 日～10 日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)

1997 年(平成 9 年)に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5 年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999 年(平成 11 年)7 月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001 年(平成 13 年)5 月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

人権問題に関する市民意識調査

市民の人権問題に対する考えを把握し、人権教育及び啓発活動に活かすために、宮津市が定期的実施している調査。5、6年ごとに実施している。

スクールカウンセラー・「まなび・生活アドバイザー」

「スクールカウンセラー（SC）は、「心の専門家」として学校に配置された臨床心理士などの専門家。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務にあたる。

「まなび・生活アドバイザー」は、府内の市町（組合）（京都市を除く。）小中学校及び府立学校に配置された社会福祉士や精神保健福祉士、元教員などの専門家。児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図るための取組を支援するとともに、教育的・福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、本人やその家庭に働きかけたり、医療機関・児童相談所・福祉事務所・警察などと連携して問題解決を図る。

ストーカー（行為）

つきまとい等(特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること)を反復してすること。

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等

こうした人を総称した用語として「性的少数者（性的マイノリティ）」や「LGBT（レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害を含む体と心の性が一致しない人）の英語表記の頭文字を並べた言葉）」などがある。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年(平成16年)7月施行。性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

成年後見制度

判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などが、契約の締結や費用支払などの財産管理、施設や介護サービスの選択などの療養看護についての契約などの法律行為を行うことが困難な場合に、後見人などを選任することにより、これらの人を支援する制度。

性の自己意識（性自認）

人間は、自分の性が何であることを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを「性の自己意識」や「性自認」という。

世界エイズデー

1988年(昭和63年)に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界保健機関（WHO(World Health Organization)）

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

セクシュアル・ハラスメント

京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義されている。

第7次宮津市高齢者保健福祉計画・第6期宮津市介護保険事業計画

地域包括ケアシステムの構築を図り、超高齢社会への対策をより一層推進するために、老人福祉法及び介護保険法に基づいて、2015年(平成27年)に策定した計画。

団塊の世代

主に1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)生まれの人のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域改善対策協議会

略称：地対協。1982年(昭和57年)3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年(昭和59年)6月、「今後における啓発活動について」、1986年(昭和61年)12月「今後における地域改善対策について」、1991年(平成3年)12月「今後の地域改善対策について」、1996年(平成8年)5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

超高齢社会

高齢化率が21%を越え、5人に1人以上が高齢者である社会

適応指導教室「こころのひろば」

不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する学習や社会的自立に向けた支援を行うところ。

同和対策事業特別措置法

1969年(昭和44年)に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年(昭和40年)8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

土地調査問題

2007年(平成19年)に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査(※)」で、差別につながる調査、報告(同和地区等を「不人気地域」と表現する等)が行われていたことが判明。こうした調査は、京阪神を中心に長く続けられていたことがわかっている。

※不動産取引における土地調査

不動産会社がマンション開発等を行う際に、候補地周辺のマンションの需給動向や価格帯、地域特性(地域の評価、イメージ)などの情報を入手し、需要と採算性を見極めるために行う調査のこと。

ドメスティック・バイオレンス

京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)と定義されている。

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

ネグレクト

幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつである。2000年（平成12年）に施行された「児童虐待防止法」と2006年（平成18年）に施行された「高齢者虐待防止法」にも明確に定義されている。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送ることができるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ハンセン病

1873年(明治6年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年(平成15年)11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

フィルタリング

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限すること。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいままでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年(平成26年)には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論が行われている。

保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育の内容に関する事項及びこの運営に関する事項を定めたもの。保育所保育の役割や社会的責任、保育の目標や方法、保育の環境や配慮事項などが規定されている。

法やルールに関する教育

人や社会とつながり、自分らしく生きることのできる社会（共生社会）を形成し、維持・発展を図るために必要な見方・考え方を習得し、よりよい社会の実現に向けて主体的に行動できる子どもの育成を図ることを目標に、京都府教育委員会において推進する取組。

ホームレスとなることを余儀なくされている人が存在

2015年(平成27年)1月の厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」では、京都府内で96名のホームレスの人が確認されている。

マイノリティ

少数派・社会的少数者のこと。

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取り扱いを受けること。

宮津市いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 12 条の規定に基づき、いじめ防止対策に係る基本的な方針や体制を整備するとともに、総合的、効果的に推進していくため、2014 年(平成 26 年)に策定した。

宮津市企業人権教育推進協議会

1978 年(昭和 53 年)に市内企業 32 社により、宮津市企業同和教育推進協議会が設立し、2002 年(平成 14 年)に現在の名称に改称された。2016 年(平成 28 年)では、市内企業 38 社により人権研修会等の自主活動が行われている。

宮津市教育大綱

宮津市における教育をより一層充実させるための基本的な教育の方向性を示す指針として、2015 年(平成 27 年)に策定した大綱。

宮津市高齢者等虐待防止ネットワーク

高齢者等虐待の防止や早期発見、適切な支援を行うための関係機関や民間団体の協力体制

宮津市子ども・子育て支援事業計画

総合的・計画的に子育て支援施策を推進していくための行動指針として、子ども・子育て支援法に基づいて、2015 年(平成 27 年)に策定した 5 年間の計画。

宮津市障害者虐待防止センター

障害者虐待の防止や早期発見のため、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待に関する窓口として、2012年（平成24年）10月1日より宮津市障害福祉係内に開設したセンター。障害者虐待に関する相談や通報、届出を受けるほか、養護者に対する支援等を行っている。

宮津市障害者計画・第4期障害福祉計画

障害者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づいて、2015年（平成27年）に策定した計画。

宮津市障害者自立支援協議会

相談支援業務をはじめとする地域の障害福祉施策のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、2010年（平成22年）2月に設置した協議会。障害のある人の地域生活支援のための仕組みづくりに向けた課題の把握や対応策の協議、相談支援事業所の運営評価、障害福祉計画策定のための協議や進捗評価等を行っている。

宮津市人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連10年宮津市行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取組を進めるための基本指針として、2006年（平成18年）3月に策定した計画。

宮津市人権教育・啓発推進本部

宮津市の関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的に人権教育及び人権啓発を推進していくための全庁的な組織。

宮津市男女共同参画基本計画－新ウインドプラン21－

男女共同参画のまちづくりにむけた市民と行政共通の行動指針として、男女共同参画社会基本法に基づいて、2002年（平成14年）に策定した計画。

宮津市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資すること目的とした地方自治体の条例。犯罪被害者等基本法に基づき、地方自治体及び住民等の責務を明らかにするとともに、総

合的対応窓口の設置、見舞金の支給等経済的支援、住民等への理解促進に向けた広報啓発の実施など犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めている。

無癩県運動

1930年（昭和5年）以降、癩病患者を摘発し、癩病患者施設に強制収容させ、県内から癩を無くそう、という目的で行われた日本の社会運動。

メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人々に伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Webサイトなども含む。

メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。① 誰にでも使用でき入手可能（公平性）、②柔軟に使用できる（自由度）、③使い方が容易にわかる（単純性）、④使い手に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ）、⑤間違えても重大な結果にならない（安全性）、⑥少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力）、⑦アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保）。

幼稚園教育要領

幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園を対象に、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を示した内閣府、文部科学省及び厚生労働省告示。

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

癩予防法・ライ予防法

癩予防法は、1931年（昭和6年）に強制隔離によるハンセン病絶滅政策という考えのもとつくられた法律。1953年に「ライ予防法」として改正されたが、「強制隔離」などはそのまま残り、患者の労働の禁止、療養所入所者の外出禁止などが規定され、更に強制力のある法律となった。

理学療法士・作業療法士

身体や精神に障害のある人々を速やかに家庭・社会生活に復帰させるためのリハビリテーションを実施する国家資格者。理学療法士は基本的動作能力の回復を図るため、治療体操・電気刺激・マッサージ・温熱その他の療法を行う。作業療法士は応用的動作能力又は社会適応能力回復を図るため、手芸・工芸その他の作業療法を行う。

リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことへの仕返しに、相手の裸の写真や動画などを無断でネットの掲示板などに公開する行為。

労働安全衛生

労働安全衛生とは、職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

2 人権教育及び人権啓発の 推進に関する法律

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

右決議する。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講じること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

3 世界人權宣言

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原

因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して

行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。